

# 1. 新規登録・登録更新の要件

下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める登録の要件を満たしている者でなければならない。  
 なお、登録の有効期間は5年で、以後、登録の更新を受けることができる。

① 登録する営業所毎に、一定の資格を有する専任の下水道処理施設管理技士（1名以上）を置くこと。

「専任」とは、休日その他勤務を要しない日を除き、毎日、所定の時間中勤務し、かつ、管理業務の技術上の管理に専念する者としてである。

イ 大学卒業	+	管理経験年数 7年（※）	}	+	第三種技術検定合格 又は 認定試験（処理施設）合格
ロ 短大・高専卒業	+	管理経験年数 9年（※）			
ハ 高等学校卒業	+	管理経験年数 11年（※）			
ニ 指定学歴なし	+	管理経験年数 14年（※）			

※実務経験は、検定又は試験合格前後を問わない

- ホ 地方公共団体退職者で下水道法第22条第2項資格者であり下水道法施行令第15条の3の資格者
- 技術士法による第2次試験合格者であり下水道法施行令第15条の8の資格者

【下水道法施行令第15条の3の資格】

下水道法 施行令第 15条の3 の資格	卒業・終了した学校等	卒業・終了した学科等	履修した科目等	維持管理（処理施設・ポンプ施設） 実務経験年数	
				注1	注2
第1号	大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	2	(1)
第2号	大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学以外	3	(1.5)
第3号	短期大学、高等専門学校	土木工学科これらに相当する課程	-	5	(2.5)
第4号	高等学校、中等教育学校	土木工学科これらに相当する課程	-	7	(3.5)
第5号	学歴問わず実務経験による			10	(5)
第6号 (注3)	大学院	5年以上在学	下水道工学	0.5	(0.5)
	大学院又は大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	1	(0.5)
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	4	(2)
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる			
	指定試験	下水道管理技術認定試験（処理施設）		2	(1)
	指定講習	下水道維持管理資格者講習会		5	(2.5)
第7号	日本下水道事業団の第3種技術検定合格			2	(0)
第8号 (注4)	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格		0	(0)
		水質管理又は廃棄物・資源循環（改正前：汚物処理又は廃棄物処理又は廃棄物管理）を選択科目として衛生工学部門に合格		0	(0)

注1：下水道を含む関連インフラの経験を合算した全体の経験年数

注2：全体の経験年数のうち下水道の経験年数

注3：下水の処理開始の公示事項等に関する省令

注4：国土交通省告示（R1.7.1一部改正\_技術士法による二次試験科目改正）

② 財産的基礎又は金銭的信用を有している者

（法人の場合）資本金の額が500万円以上で、かつ自己資本の額が1,000万円以上である者

（個人の場合）自己資本の額が1,000万円以上である者

## 2. 管理業務に関する実務経験

管理に係る管理業務として認められるものを事例すると、次のとおりである。

### ① 処理場全体

- (1) 処理場施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 水質管理並びに改善データの整理及び解析
- (3) 電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (4) 処理場施設の試運転及び運転指導

### ② 水処理施設

- (1) 水処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 水処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 最初沈殿池、最終沈殿池及び消毒施設の運転操作
- (4) エアレーションタンクの運転操作及び水質管理
- (5) 水処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (6) 水質試験並びにデータの整理及び解析（処理水の放流先公共水域の水質管理を除く。）

### ③ 汚泥処理施設

- (1) 汚泥処理施設運転管理の計画作成及び実施
- (2) 汚泥処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク及び汚泥洗浄タンクの運転操作
- (4) 汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の運転操作
- (5) 汚泥処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (6) 汚泥試験並びにデータの整理及び操作
- (7) 汚泥処理施設の各機器の試運転及び運転指導

### ④ ポンプ施設

- (1) ポンプ施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 沈砂池及びポンプの運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 揚水に係る電気施設及び機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (4) ポンプ施設の各機器の試運転及び運転指導

### ⑤ 高度処理施設

#### ②と③に準ずるもの

実務経験として認められないものとして、単なる処理場内の清掃、汚泥等の運搬、各設備・機器の定期点検等がある。

なお、試運転及び運転指導の実務経験とみなされる期間は、通常、3箇月程度が限度で行われているので、単体の設備・機器に係るものではなく、処理システム全体（水処理施設又は汚泥処理施設全体）の場合のみ、この範囲を限度として実際に従事した期間とする。